

一宮市立学校管理規則施行細則の一部を改正する規則の制定について

一宮市立学校管理規則施行細則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年12月27日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市立学校管理規則施行細則に定められている各種様式を整備するため、本案を提出します。

令和4年 月 日

一宮市立学校管理規則施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第 号

一宮市立学校管理規則施行細則の一部を改正する規則  
一宮市立学校管理規則施行細則(昭和34年一宮市教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(休業日の変更の届出) 第3条 管理規則第1条の4の規定による届出は、<u>様式1</u>により実施3日前までに提出しなければならない。 (学校行事の承認及び届出) 第5条 管理規則第4条第2項の規定による承認については<u>様式2</u>により実施2週間前までに、届出については<u>様式2</u>により実施3日前までに1部を提出するものとする。ただし、山の家、キャンプ、登山、海の家、水泳等の夏季校外行事については、7月15日までに1部を提出しなければならない。</p> <p>2 対外競技の届出は、<u>様式3</u>により実施3日前までに提出しなければならない。 (事故等の報告) 第6条 管理規則第8条の規定のうち傷害、死亡等の報告は、<u>様式4</u>によるものとする。 (出席停止) 第6条の2 管理規則第8条の2第1項の規定による出席停止に関する意見の具申は、<u>出席停止に関する意見具申書(様式4の2)</u>により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 出席停止の措置は、教育委員会が当該児童又は生徒の保護者に<u>出席停止命令書(様式4の3)</u>を手交することにより行うものとする。</p>	<p>(休業日の変更の届出) 第3条 管理規則第1条の4の規定による届出は、<u>休業日の変更の届出書</u>により実施3日前までに提出しなければならない。 (学校行事の承認及び届出) 第5条 管理規則第4条第2項の規定による承認については<u>修学旅行等の認可申請書及び届出書</u>により実施2週間前までに、届出については<u>修学旅行等の認可申請書及び届出書</u>により実施3日前までに1部を提出するものとする。ただし、山の家、キャンプ、登山、海の家、水泳等の夏季校外行事については、7月15日までに1部を提出しなければならない。</p> <p>2 対外競技の届出は、<u>対外競技の届出書</u>により実施3日前までに提出しなければならない。 (事故等の報告) 第6条 管理規則第8条の規定のうち傷害、死亡等の報告は、<u>児童生徒の傷害、死亡等の事故の報告書</u>によるものとする。 (出席停止) 第6条の2 管理規則第8条の2第1項の規定による出席停止に関する意見の具申は、<u>出席停止に関する意見の具申書</u>により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 出席停止の措置は、教育委員会が当該児童又は生徒の保護者に<u>出席停止の命令書</u>を手交することにより行うものとする。</p>

ただし、保護者に手交することができないことにつきやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 教育委員会は、前項本文に規定する場合には、様式4の4により校長にも併せて通知するものとする。

5 略

(教材の承認)

第7条 管理規則第10条の規定による承認は、様式5により見本を添えて、使用2週間前までに提出しなければならない。この場合において、見本は、返却するものとする。

(教材の届出)

第8条 管理規則第11条の規定による届出は、様式6により見本を添えて使用10日前までに提出しなければならない。この場合において、見本は、返却するものとする。

(旅行の承認)

第9条 管理規則第17条第2項に規定する承認は、公用旅行については様式7

、私事旅行については様式8

により旅行1週間前までに提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、口頭で承認を求め、事後提出するものとする。

(休暇の承認)

第10条 管理規則第18条第2項の規定による承認は、様式9により事前に提出しなければならない。

(亡失及びき損の報告等)

第12条 管理規則第23条の規定による報告は、様式10、様式11又は様式12によるものとする。

(施設及び設備の設置及び変更申請)

第14条 管理規則第25条の規定による申出については、様式13によるものとする。

ただし、保護者に手交することができないことにつきやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 教育委員会は、前項本文に規定する場合には、出席停止の通知書により校長にも併せて通知するものとする。

5 略

(教材の承認)

第7条 管理規則第10条の規定による承認は、教材の承認申請書により見本を添えて、使用2週間前までに提出しなければならない。この場合において、見本は、返却するものとする。

(教材の届出)

第8条 管理規則第11条の規定による届出は、教材の届出書により見本を添えて使用10日前までに提出しなければならない。この場合において、見本は、返却するものとする。

(旅行の承認)

第9条 管理規則第17条第2項に規定する承認は、公用旅行については校長の宿泊を要する

公用旅行及び県外公用旅行承認申請書、私事旅行については校長の宿泊を要する私事旅行承認申請書により旅行1週間前までに提出

しなければならない。ただし、緊急の場合は、口頭で承認を求め、事後提出するものとする。

(休暇の承認)

第10条 管理規則第18条第2項の規定による承認は、校長の休暇の承認申請書により事前に提出しなければならない。

(亡失及びき損の報告等)

第12条 管理規則第23条の規定による報告は、第1次報告—学校施設等の被害状況報告書、第2次報告—学校施設等の被害状況報告書又は学校盗難報告書によるものとする。

(施設及び設備の設置及び変更申請)

第14条 管理規則第25条の規定による申出については、施設及び設備の設置・変更許可申請書によるものとする。

(帳票の名称及び様式)

第15条 この規則の施行に関し必要な帳票の名称は、次に掲げるとおりとし、その様式については、教育長が別に定める。

- (1) 休業日の変更の届出書
- (2) 修学旅行等の認可申請書及び届出書
- (3) 対外競技の届出書
- (4) 児童生徒の傷害、死亡等の事故の報告書
- (5) 出席停止に関する意見の具申書
- (6) 出席停止の命令書
- (7) 出席停止の通知書
- (8) 教材の承認申請書
- (9) 教材の届出書
- (10) 校長の宿泊を要する公用旅行及び県外公用旅行承認申請書
- (11) 校長の宿泊を要する私事旅行承認申請書
- (12) 校長の休暇の承認申請書
- (13) 第1次報告—学校施設等の被害状況報告書
- (14) 第2次報告—学校施設等の被害状況報告書
- (15) 学校盗難報告書
- (16) 施設及び設備の設置・変更許可申請書

様式1(休業日の変更の届出)

略

様式2(修学旅行等の認可申請及び届出)

略

様式3(対外競技の届出)

略

様式4(児童生徒の傷害、死亡等の事故の報告)

略

様式4の2(出席停止に関する意見の具申)

略

様式4の3(出席停止の命令)

略

様式4の4(出席停止の通知)

略

様式5(教材の承認)

略

様式6(教材の届出)

略

様式7(校長の宿泊を要する公用旅行及び県外  
公用旅行承認申請)

略

様式8(校長の宿泊を要する私事旅行承認申請)

略

様式9(校長の休暇の承認)

略

様式10(第1次報告—学校施設等の被害状況報  
告)

略

様式11(第2次報告—学校施設等の被害状況報  
告)

略

様式12(学校盗難報告)

略

様式13(施設および設備の設置・変更許可申請  
書)

略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の一宮市立学校管理規則施行細則の規定により作成されている帳票は、改正後の一宮市立学校管理規則施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和4年12月27日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
相当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
42	キッズマネース クールあいちニコ ニコSL校 会長 いずみ ちはる 和泉 千春	はたらくってなー に？おみせやさん ごっこ	寸劇や簡易のお店屋さんの 店長体験を実施し、お金の 大切さ・働くことの大切さを 学んでもらい、早期に興味を もつ。  1日あたり 約60名	令和5年 2月5日(日)、12 日(日)、18日 (土)、25日(土)  10:00～12:00	木曾川文化 会館、 尾西グリー ンプラザ、 一宮市民会 館	無料	(7)